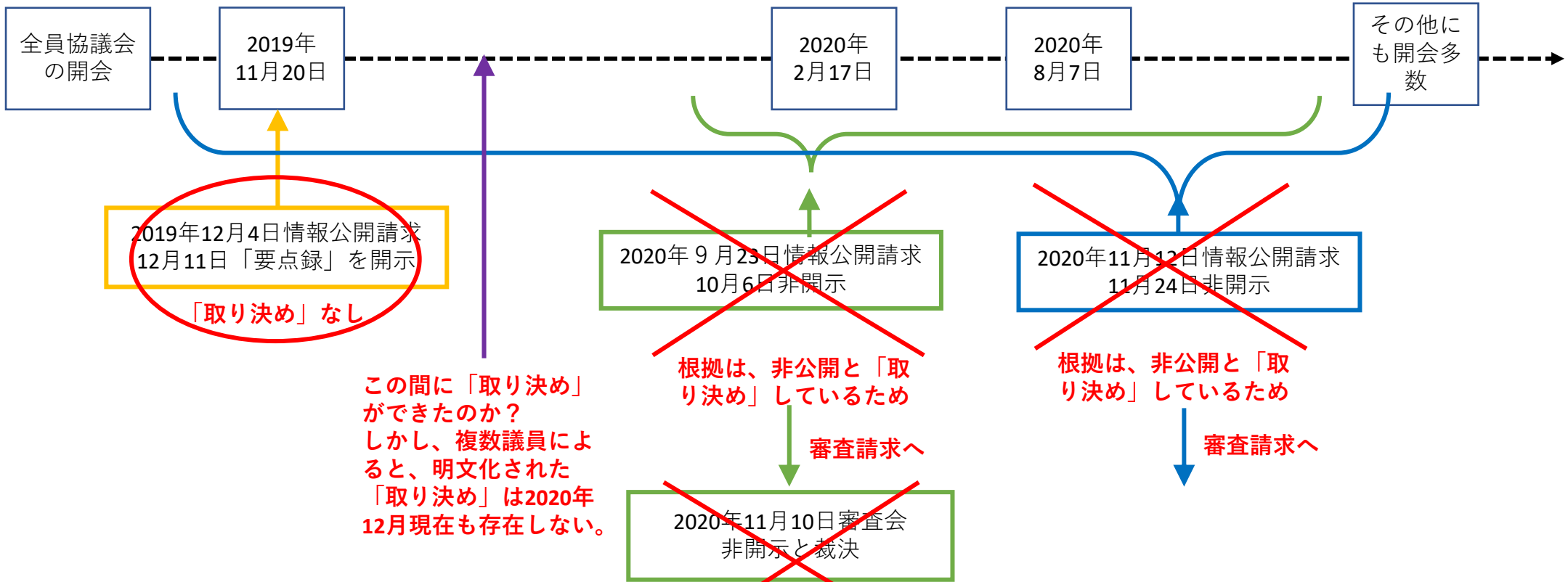


# 【図解】 寿都町議会全員協議会の議事録を非開示とする「取り決め」の存在について



## 寿都町情報公開条例

第7条 実施機関は、前条の規定による開示の請求(以下、「開示請求」という。)があつたときは、当該請求に係る公文書は、原則として開示しなければならない。

第8条 実施機関は、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている公文書については、前条の規定に関わらず開示してはならない。

(2) 法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報

非開示とできるのは①明文規定のあるもの②当該法令等のあるもの、のみ。

## まとめ

- ①今年度の2回の情報公開請求に対して「非開示」とした。根拠は「取り決め」があり、寿都町情報公開条例第8条2号に該当する。
- ②11月12日の情報公開請求においては、「取り決め」の開示と求めたが、非開示とされた。存在しないから開示不能なのではないか。
- ③昨年度の情報公開請求では「要点録」が開示されている。「取り決め」はなかったと思われる。
- ④複数の議員によると、明文化された「取り決め」は現在も存在しない。
- ⑤明文化された「取り決め」も当該法令等もないのに、情報公開を拒んできた可能性が大きい。
- ⑥11月10日の審査会は、「取り決め」の存在を前提としての審査であった。この審査会の決定は適法と言えるのか疑問である。

根拠は、非公開と「取り決め」しているため。議会は「取り決め」の存在を前提として諮問し、審査会も「取り決め」の存在を前提として審査を行った。